

令和3年3月  
中部地方整備局  
総務部 経理調達課

## 入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて

この度、入札及び契約手続きにおける押印等の見直しを行い、令和3年1月1日以降の調達案件から、下記のとおり運用を開始していますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 入札及び契約手続きのオンライン化について

「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」、「電子入札システム」及び「電子契約システム」を利用することで、電子入札、電子契約が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。

#### 2. 事業者におけるオンライン手続きが困難な場合の書面手続きについて

以下のとおり、押印を省略することができます。なお、押印を省略しない場合は、従前のとおりのお取り扱いとなります。

##### (1) 押印を省略できる書類

- ① 請書（建設工事にかかるものを除く）
- ② 見積書
- ③ 請求書
- ④ その他入札及び契約手続きにおいて事業者から提出をいただく書類

※契約書、建設工事にかかる請書は、法令により押印が求められているため、省略をすることはできません。また、契約締結に関する事項を含む委任状は、契約書と同じ扱いとなりますので、押印を省略することができません。

担当連絡先 経理調達課調達係  
電話番号 052-209-6316

以上